

東京電力株式会社福島第二原子力発電所の 安全性確保状況について

平成 23 年 12 月 26 日
原子力災害対策本部

1. 福島第二原子力発電所の被災状況

津波により原子炉除熱機能を喪失し(1, 2, 4号機)、原子炉の圧力抑制機能が失われたことから、原子力災害対策特別措置法15条事象が発生し、緊急事態を公示。

その後、冷却機能の復旧の結果、3月15日までに全ての原子炉が冷温停止。また、原子炉内の燃料棒及び使用済燃料プール内の燃料棒に損傷はなく、外部への放射性物質の放出はなかった。

2. 安全性確保の状況

継続的な応急復旧が行われてきており、原子力災害対策特別措置法に基づく「緊急事態応急対策の実施状況」について報告徴収を行い、原子力安全・保安院によりその実施状況を確認した結果、以下のとおり冷温停止を維持するための安全対策が実施されている。

(1)「止める」「冷やす」「閉じこめる」の機能は復旧

- ・制御棒が完全に挿入された状態。未臨界状態を維持。
- ・原子炉は冷温停止を維持。原子炉を冷却する設備は、復旧が完了し、多重性(2系統)を確保。
- ・使用済燃料プールは冷却機能を回復・維持。
- ・原子炉建屋、原子炉格納容器は健全な状態、原子炉建屋の負圧も維持。
- ・外部電源は復旧済み。非常用発電機は号機毎に必要な数を確保済み。

(2)余震、津波への対策は実施済み

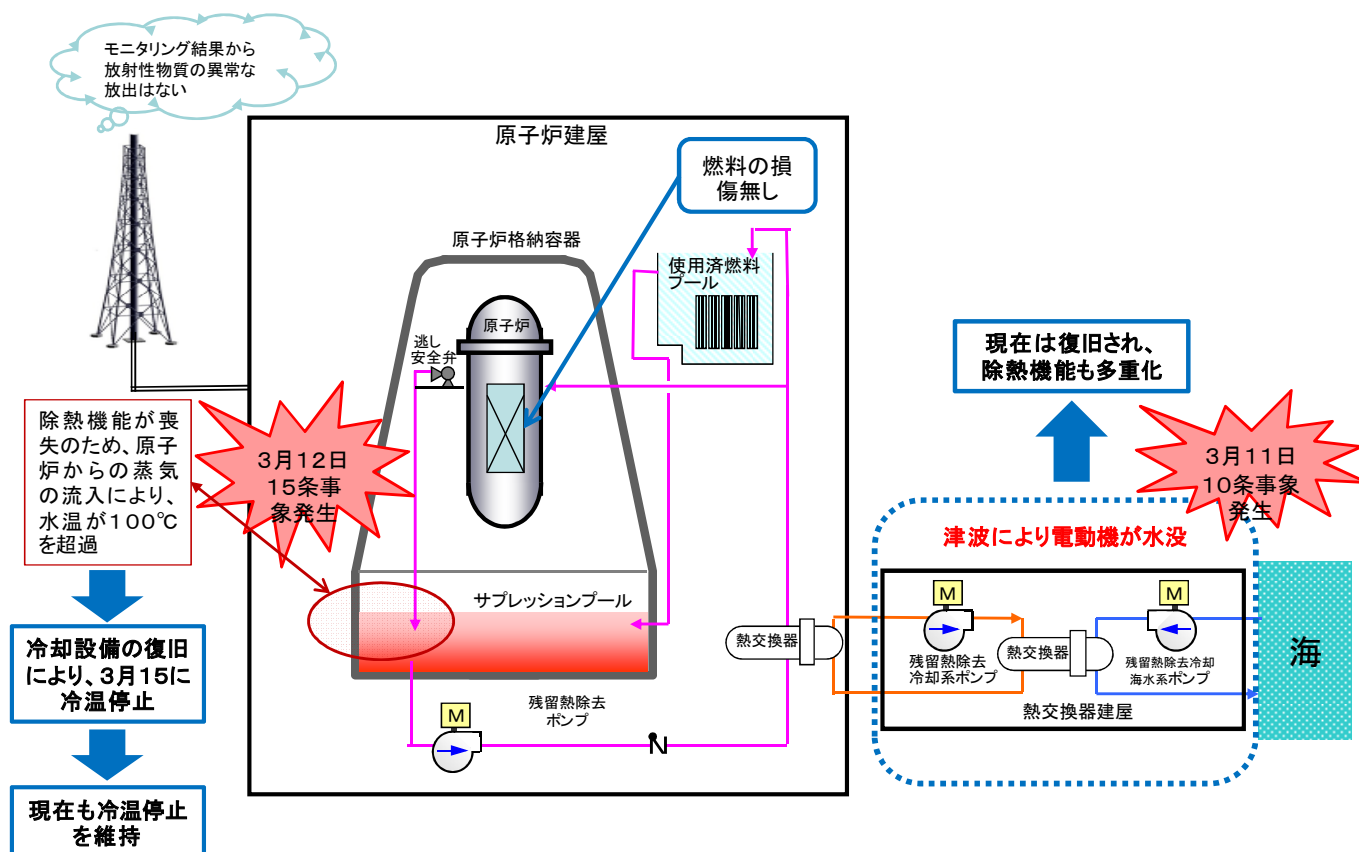
- ・緊急安全対策として、電源車やポンプ車の高台への配備、建屋の水密化、築堤の整備等を実施済み。(4月21日指示、11月28日確認)
- ・中央制御室の作業環境確保、通信手段確保、放射線防護対策資機材確保、がれき除去に用いる重機配備等を実施済み。(6月7日指示、6月18日確認)

上記のとおり、原子炉は冷温停止し、安全機能の多重化が図られ、余震、津波等への対応がとられていると考えられる。

福島第二原子力発電所に係る避難区域の設定の経緯と 主要機器の復旧状況

- ・ 3月12日 7時45分：福島第二原子力発電所に係る原子力緊急事態を宣言。福島第二原子力発電所を中心に半径3km圏内の居住者等は避難指示、半径10km圏内の居住者等は屋内への退避指示。
- ・ 3月12日17時39分：福島第一原子力発電所1号機において生じた爆発を受け、福島第二原子力発電所を中心に半径10km圏内の居住者等に避難指示。
- ・ 4月21日：安全対策（冷却系設備の一部復旧、電源の確保やポンプ車の配備等）の実施により避難指示の対象区域について福島第二原子力発電所を中心に半径8km圏内に変更。

福島第二原子力発電所 主要機器の復旧状況



警戒区域、計画的避難区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図

